自己点検・評価委員会規程

（令和７年１月９日施行）

大阪河﨑リハビリテーション大学

大阪河﨑リハビリテーション大学　自己点検・評価委員会規程

平成 17 年 11 月 7 日
大学規程第 12 号

（設置）
第 1 条　本学に，大阪河﨑リハビリテーション大学学則第 2 条及び大阪河﨑リハビリテーション大学大学院学則第 2 条の規定に基づき，本学全体の教育研究水準の向上を図るため，大阪河﨑リハビリテーション大学自己点検・評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（範囲）
第 2 条　点検・評価の範囲は，本学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織，施設・設備，運営の状況及び財政状況についての各分野とする。
2　点検・評価の項目等は，別に定める。

（評価委員会）
第 3 条　評価委員会は，点検・評価にかかる最高意思決定機関とし，その任務は次のとおりとする。
(1) 点検・評価実施計画の策定（基本方針・点検項目等）
(2) 点検・評価結果の検証及び活用
(3) 点検・評価結果に係る報告書の作成及び公表
(4) 認証評価制度に関すること
(5) その他必要な事項
2　評価委員会は，その任務を遂行するに当たって，個人の権利と各専攻及び部局の自主性を尊重するものとする。

（構成）
第 4 条　評価委員会は，次の者をもって構成する。
(1)　委員長　学長
(2)　副委員長　副学長
(3)　研究科長
(4)　学部長
(5)　学科長
(6)　各専攻長

(7)　自己点検・評価室長
(8)　IR 室長
(9)　事務局長
(10)　総務課長
(11)　教務課長
(12)　その他学長が必要と認めた者

（委員の任期）
第 5 条　前条第 9 号の委員の任期は，2 年とする。ただし，再任を妨げない。
2　前項の委員に欠員が生じたときは，これを補充しなければならない。この場合において，その任期は，前任者の残任期間とする。

（評価委員会の運営）
第 6 条　評価委員会は，委員長が招集し，その議長となる。
2　評価委員会は，委員の過半数の出席をもって成立する。
3　評価委員会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長が決する。
4　委員がやむを得ない理由で出席できないときは，あらかじめ委員長の了承を得て，当該委員が所属する専攻又は部局から代理者を出席させることができる。
5　評価委員会は，必要に応じて，委員以外の者に出席を求め，その意見を聴くことができる。
6　緊急を要する事案又は会議において協議する必要がないと認められる事案については，委員に持ち回り，議決することができる。

（自己点検・評価室）
第 7 条　評価委員会の下に点検・評価を具体的に実施する組織として自己点検・評価室（以下「評価室」という。）を設ける。
2　評価室に関し必要な事項は，別に定める。

（所管）
第 8 条　自己点検・評価に関する事務所管は，総務係とする。

（委任）
第 9 条　この規程に定めるもののほか評価委員会の活動及び運営に関し

て必要な事項は，委員長が評価委員会に諮って定める。

（規程の改廃）
第 10 条　この規程の改廃は，理事会の議決を経て行うものとする。

附　則
この規程は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 19 年 3 月 27 日大学規程第 20 号）
この規程は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 23 年 5 月 23 日大学規程第 5 号）
この規程は，平成 23 年 5 月 23 日から施行する。
附　則（平成 26 年 12 月 1 日大学規程第 15 号）
1　この規程は，平成 26 年 8 月 5 日から施行する。
2　この規程の制定前の IR 室の実施に関する行為は，この規定によって行ったものとみなす。
附　則（平成 29 年 3 月 27 日大学規程第 67 号）
この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 30 年 5 月 28 日大学規程第 9 号）
この規程は，平成 30 年 5 月 28 日から施行する。
附　則（令和 4 年 4 月 1 日大学規程第 2 号）
この規程は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和 6 年 3 月 25 日大学規程第 23 号）
この規程は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（令和 7 年 1 月 9 日大学規程第 8 号）
この規程は，令和 7 年 1 月 9 日から施行する。